

電気通信審議会委員名簿

(五十音順 敬称略)

氏名	主要現職
会長 那須 翔 <small>なす しょう</small>	東京電力(株)相談役
会長代理 齊藤 忠夫 <small>さいとう ただお</small>	東京大学大学院工学系研究科教授
委員 有吉 孝一 <small>ありよし こういち</small>	安田火災海上保険(株) 相談役
〃 安西 邦夫 <small>あんざい くに お</small>	東京ガス(株) 会長
〃 北岡 隆 <small>きたおか たかし</small>	三菱電機(株) 常任 相談役
〃 清原 慶子 <small>きよはら けいこ</small>	東京工科大学メディア学部教授
〃 後藤 守正 <small>ごとう もりまさ</small>	(株)ダイレックスジャパン代表取締役社長
〃 椎名 武雄 <small>しいな たけお</small>	日本アイ・ビー・エム(株) 最高顧問
〃 鈴木 勝利 <small>すずき かつとし</small>	全日本電機・電子・情報関連産業労働組合 連合会委員長
〃 醍醐 聰 <small>だいがと さとし</small>	東京大学大学院経済学研究科教授
〃 月尾 嘉男 <small>つきお よしお</small>	東京大学大学院新領域創成科学研究科教授
〃 鶴田 卓彦 <small>つるた くひこ</small>	(株)日本経済新聞社社長
〃 中尾 哲雄 <small>なかお てつお</small>	(社)テレコムサービス協会副会長
〃 長尾 立子 <small>ながお りつこ</small>	(社福)全国社会福祉協議会会長
〃 西井 昭 <small>にしい あきら</small>	日本船舶通信(株) 相談役
〃 林 敏彦 <small>はやし としひこ</small>	大阪大学大学院国際公共政策研究科教授
〃 藤井 義弘 <small>ふじい よしひろ</small>	日立造船(株) 会長
〃 藤原 まり子 <small>ふじわら まりこ</small>	(株)博報堂生活総合研究所客員研究員
〃 舟田 正之 <small>ふなだ まさゆき</small>	立教大学法学部教授
〃 村上 敏 <small>むらかみ まさとし</small>	(株)時事通信社社長
〃 百崎 英 <small>ももざき ひでる</small>	(社)行政情報システム研究所理事長
〃 吉岡 初子 <small>よしおか はつこ</small>	主婦連合会事務局長

電気通信事業部会委員等名簿

(五十音順 敬称略)

氏 名	主 要 現 職
(部会長) さいとう ただお 齊 藤 忠 夫	東京大学大学院工学系研究科教授
(部会長代理) ももざき ひでる 百 崎 英	(社)行政情報システム研究所理事長
(委 員) だいが さとし 醍 醐 聰	東京大学大学院経済学研究科教授
はやし としひこ 林 敏 彦	大阪大学大学院国際公共政策研究科教授
ふじい よしひろ 藤 井 義 弘	日立造船(株)会長
ふなだ まさゆき 舟 田 正 之	立教大学法学部教授
よしおか はつこ 吉 岡 初 子	主婦連合会事務局長
(専門委員) さかい よしのり 酒 井 善 則	東京工業大学工学部教授
さとう はるまさ 佐 藤 治 正	甲南大学経済学部教授
ふじわら じゅんいちろう 藤 原 淳 一 郎	慶應義塾大学法学部教授

接 続 小 委 員 会 委 員 等 名 簿

(五十音順 敬称略)

氏 名	主 要 現 職
(主査) 齊 藤 忠 夫 <small>さいとう ただお</small>	東京大学大学院工学系研究科教授
(主査代理) 醍 醐 聰 <small>だいが さとし</small>	東京大学大学院経済学研究科教授
(専門委員) 酒 井 善 則 <small>さかい よしのり</small>	東京工業大学工学部教授
佐 藤 治 正 <small>さとう はるまさ</small>	甲南大学経済学部教授
藤 原 淳 一 郎 <small>ふじわら じゅんいちろう</small>	慶應義塾大学法学部教授

諮問第 47 号
平成 12 年 10 月 11 日

電気通信審議会
会長 那須 翔 殿

郵政大臣 平林 鴻三

諮 問 書

電気通信事業法の一部を改正する法律（平成 9 年法律第 97 号。以下「改正法」という。）附則第 15 条を踏まえた接続ルールの見直しについて諮問する。

（諮問理由）

接続に係る制度（以下「接続ルール」という。）については、平成 8 年 12 月、貴審議会より「接続の基本的ルールの在り方」について答申され、これを踏まえて平成 9 年に電気通信事業法の改正を行ったが、その際電気通信分野が非常に変化の激しい分野であることや長期増分費用方式の導入を念頭に置き、改正法の施行後 3 年（平成 12 年度）を目途に見直しを行う旨附則に規定された。

接続ルール制定時に、検討が予定されていた長期増分費用方式導入については、既に貴審議会への諮問、答申を経て法律改正を終えている。また、アンバンドル、コロケーション等の制度についても、逐次貴審議会に諮問し、答申を踏まえその実現が図られ、所要の法令改正が進んできているところである。

しかしながら、他方で、移動体通信事業の扱いを含む不可欠設備の範囲等についての検討が課題とされているほか、新たな検討課題として光ファイバのアンバンドルルールの在り方について速やかに検討の場を設けるよう本年 8 月 31 日の貴審議会答申で求められているところである。そこで、これらの項目を含め、改正法の規定に基づき接続制度全体について検討を加え、必要な措置を講ずるため貴審議会に諮問するものである。

（参考）電気通信事業法の一部を改正する法律附則第 15 条

政府は、この法律の施行後 3 年を目途として、接続に係る新法の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、接続に係る制度について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

電気通信審議会総会、電気通信事業部会
及び接続小委員会の開催状況

10月10日	(郵政省において、電気通信事業法の一部を改正する法律附則第15条を踏 まえた接続ルールの見直しに関する意見募集)
10月11日	第114回電気通信審議会総会 ・ 諮問
10月20日	第195回電気通信事業部会 ・ 今後の進め方について
10月23日	(意見募集締切)
10月25日	接続ルールの見直しに関するヒアリング (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ 東日本電信電話(株)及び西日本電信電話(株) (株)ディーディーアイ、日本テレコム(株)及び東京通信ネットワー ク(株) イー・アクセス(株) 東京めたりっく通信(株)
10月27日	第32回接続小委員会 ・ 論点整理 ・ フリーディスカッション
11月9日	第33回接続小委員会 ・ 接続小委員会報告案審議
11月13日	第34回接続小委員会 ・ 接続小委員会報告案審議
11月17日	第196回電気通信事業部会 ・ 第一次答申(草案)審議
11月17日	「接続ルールの見直しについて」第一次答申(草案)に対する意見募集
12月4日	意見募集締切
12月8日	第35回接続小委員会 ・ 意見募集結果に対する考え方等について審議
12月13日	第36回接続小委員会 ・ 第一次答申(案)審議
12月15日	第197回電気通信事業部会 ・ 第一次答申(案)審議
12月21日	第115回電気通信審議会総会 ・ 第一次答申(案)審議 ・ 第一次答申

注 「電気通信事業法の一部を改正する法律(平成9年法律第97号)附則第
15条を踏まえた接続ルールの見直し」関連の審議事項のみを記載。